

官報

号外 平成三年三月五日

○第百二十回 衆議院會議録 第十六号

平成三年三月五日(火曜日)

平成三年三月五日

正午 本会議

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(櫻内義雄君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

東祥三君及び山口那津男君から、三月六日から十八日まで十三日間、伊藤忠治君及び岡崎トミ子君から、三月七日から十五日まで九日間、右いづれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、いづれも許可するに決しました。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨

説明

○議長(櫻内義雄君) この際、内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣吹田悦君。

〔國務大臣吹田悦君登壇〕

○國務大臣(吹田悦君) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税の税率の適用区分の見直し及び基礎控除額等の引き上げ、土地の評価がえに伴う固定資産税及び都市計画税の負担の調整並びに特別地方消費税の免税点の引き上げ等を行うこととしております。

また、土地に関する税負担の一層の公平を確保し、かつ、その適正化を図りつつ、土地政策に資するため、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税の適正化、特別土地保有税の全般的見直し及び遊休土地に対する課税の強化並びに住民税の土地課税並課税の見直しを行うこととしております。

なお、これらの措置により、平成三年度におきましては、六千三百四十七億円の減収となる見込みであります。

以上が、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。よろしくお願いたします。(拍手)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(櫻内義雄君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。遠藤登君。

〔遠藤登君登壇〕

○遠藤登君 私、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係閣僚に質問をいたします。

冒頭、私は、平成三年度政府予算案の組み替えあるいは補正について、政府の見解を問いたいと存じます。

政府においては、平和と福祉を求める国民の声、世界の批判と警鐘を無視し、湾岸戦争積極参加の道を選択してきたことは極めて遺憾であります。しかし、今日、湾岸戦争は急速な展開を見せ、多くの人命を失い、環境破壊など悲惨な結果をもたらし、停戦を迎えました。この間、日本政府の戦争回避、また戦争早期終結に向けた積極的外交努力はほとんど皆無でありました。まことに残念であります。

今後、湾岸地域における完全な平和の実現、また戦災復興や環境の回復、難民救済や周辺国の経済、社会の安定、パレスチナ問題の解決に向けて、課題、難問は山積みであります。我が国は、不幸にして戦争加担により、中東地域の人々と長い間培ってきた友好信頼関係を著しく損ねてしまいました。私は、今こそ日本は、戦後対策と平和の維持に積極的に貢献すべきであると確信をいたします。(拍手)

我が党は、以上の観点から、湾岸地域の安定と戦後対策、アジアを初めとする平和・軍縮・信頼醸成の促進と協力・交流推進を第一の柱とする平成三年度政府予算案の組み替え要求をまとめました。

我が党の組み替え案は、海岸戦争終結に伴う国連による停戦監視、難民救済や環境回復、周辺国援助、戦争当事国の戦災復興などに、平成三年度において約四百五十億円の援助、拠出を実施するといふものであります。

海部内閣は、米軍の戦費調達には平成二年度補正予算及び平成三年度増税法案で協力しても、戦後対策については何も手当てをしないおつもりであるのか。それとも、今後改めて二回目の予算修正を行うのか。また、アメリカの要求に基づき補正予算を組み替えるつもりであるのか。戦争終結に伴い、アメリカへの戦費負担を中止しない削減し、海岸地域への援助、国連への拠出に振りかえるおつもりはないのか。世界が戦後対策に向けて動き出しているとき、明快な見解を示すべきであります。

海部内閣は、今後戦争の戦後対策にどのように貢献される決意であるのか、国連の中東安定化活動にどのように貢献されるのか、海部内閣総理大臣の所見を問ひ、我が党の組み替え要求にどのようにこたえられるのか、御答弁をお願いいたします。(拍手)

次に、消費税について伺います。ちょうど一年前に海部総理は、消費税の思い切った見直しを国民に公約いたしました。見直し法案を提出いたしました。その軽減額は平年度一兆一千三百五十億円とされました。私も野党四会派は、消費税の廃止を公約し、廃止法案を提出いたしました。その軽減額は消費税の総体六兆三千九百億円であります。結論からいえば、残念ながら両案とも廃案となり、両院合同協議会が設置をされ、両案の妥協が模索されることとなったわけ

けであります。六兆円と一兆円の妥協ラインはどこか。国民の期待を裏切り、自民党が年末に提示したのは、みずからの提案を大幅に下回る一千四百八十億円の軽減措置であります。なぜ思い切った見直しを思い切り小さな見直しになってしまったのか、今でも私は理解できません。しかも、その小さな見直しも平成三年度税制改正案には盛り込まれていないのであります。

海部総理は、協議会の合意が得られていないと弁明されるのであります。あなたが、あなたは、つい先日の国会で否定された自衛隊の海外派兵は政令改正でも強行しようとしているではありませんか。国会の決議や答弁を踏みにじって国庫補助負担率カットも提案しているじゃありませんか。外国から持ち込まれた戦争加担政策によって予算書も書きかえられるのであれば、ぜひ税制改正案も修正して、少なくとも一兆一千三百五十億円の消費税の緊急軽減策を提案してほしいと思っております。総理は国民に何と約束されるのか、その答えをいただきたいと存じます。

また、自治大臣に伺いますが、公共団体の一般会計に計上される使用料、手数料の三%値上げは益税が含まれていると考えますが、地方自治法上許されることではなく、是正されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、土地税制について伺います。本日は地方税に関する質問でありますから、できるだけ国税については省きたいと存じますが、消費税と同様に、政府が提案している地価税も地方税と切っても切り離せない問題であります。端的にお尋ねいたします。シャウプ税制以来、我が国の土地保有課税は地

方税源として位置づけられてまいりましたが、今回の地価税は国税であります。なぜ国税であるのか、シャウプ以来の考え方に誤りがあると考えられるのか、また、今後、保有課税の根幹は国税へと移行させていくのか、まずこの点につきまして大蔵大臣、自治大臣、それぞれ御見解を承りたいと存じます。

また、大蔵大臣にあわせてお答えをいただきたいと存じます。地価税は損金に算入されることとありますが、そうならば、地価税の税収が大蔵省の説明どおり三、四十億円になっても、法人税の税収が目減りし、法人住民税にもね返るのではないのでしょうか。お教え願いたいと存じます。また、総理に率直に伺います。

総理は土地神話を打破する御決意が御あります。もし十分な決意があるとすれば、地価税の創設など今度の土地税制改正によって、地価は何割引き下げられると国民に公約されるのかをお示し願いたいと存じます。(拍手) 引き続き、自治省に固定資産税の問題について伺います。

新しく創設される地価税はいろいろと抜け道があるようにありますけれども、逃れようがないのが庶民が負担する固定資産税であります。平成三年一月一日付で行われる評価がえの全国平均上昇率は約三割とされているのであります。札幌、千葉、横浜、名古屋、京都、神戸などの大都市では軒並み六割以上であります。三年に一度、地方税改正においては必ずこの問題が取り上げられ、さらなる軽減措置の検討という附帯決議がつけられ、自治省も固定資産税の存続にかかわる問題で

あるので、中長期的に研究していくと言っているのが実情であります。自治省は、三年に一度ですから答弁する方もかわりますし、中期といえは十年ぐらいたとされているのかもしれないが、住民は、三年に一度ずつ大幅に固定資産税がふえるのではなかったものではあります。しかも、東京だけではなく、地方の中小都市にまで波及しているのが現状であります。

昭和四十年代後半の狂乱地価の折には、住宅特例、小規模住宅特例が設けられました。六十三年に続く今回の大幅アップですから、この特例による割り落としをさらに拡充して、五分の一あるいは六分の一になぜしないのでしょうか。三年の負担調整期間を五年に延ばしたところで、結局は負担は上昇するではありませんか。自治大臣の明確な答弁を求めます。

次に、平成三年度地方税改正の考え方について伺います。

政府、自治省は、資産課税である固定資産税の税収増を所得課税である個人住民税の減税で相殺するとしていますが、増税と減税は納税層が同じなのでしょいか。年金生活者や零細な店舗を営んでいる人はどうでしょうか。お答えをいただきたい。

また、地方自治体の増減収はプラマイ・ゼロになるのでしょうか。交付税で手当てとはいっても、現状において依存財源が多いのに、ますます財源依存率が高くなってしまっています。地方税と交付税を直ちにリンクさせ、マクロで収支が合えばよいという見解を普遍的におとりになるのか。また、そうであるなら、他の税源を拡充し、住宅特

例を全国普遍的に拡充する道をなせとらないのか、所見を伺いたく存じます。

さらに、自治省は、平成六年度評価がえについては、固定資産評価を地価公示の一定割合を目標に評価の均衡化、適正化を推進するとしていますが、これは第一には、評価は税の性格に基づき行われるものであり、他の公的評価を固定資産評価に持ち込むことは適当でないという従来の自治省見解と異なること、また、地価公示はその鑑定評価の仕組み上バブルを含んでいるが、固定資産評価はバブルを含まないとしてきた見解と異なること、さらに、地価公示を基準評価とすれば、固定資産評価は約三倍となることも想定され、その際は適切な負担調整措置を講ずると述べているのでありますが、負担調整とは一体どのような方法であるのか、以上についての所見をお示し願いたいと存じます。(拍手)

次に、自治大臣に伺います。

自治省は、過去においては、地方税源を大切に、譲与税等で同じ収入が保障されるといってもそれは将来にわたる保障ではない、地方自主税源の拡充という要請を常に念頭に置くべきであるとしてきました。消費税や特別地方消費税の問題、地価税と固定資産税の問題、繰り返し延長されている非課税等特別措置は、こうした自治省の主張とどのようにかわるのでありましようか。私は、自治省においても、地方自治の基盤たる地方財政の確立、地方自主税源拡充という基本理念が放棄され、単に三千三百自治体財政のマクロで金さえ確保できればいいと、安易な考え方に埋没しているのではないかと危惧いたしております。大臣の所見をお示しただきたいと存じます。

国の財政もさることながら、地方は、二十一世紀に向かつて多様な住民ニーズにどう対応していくか、個性豊かな地域をどう創造するか、過疎の拡大の中で地域振興と財源確保をどうするのか、苦悩の連続であります。しかも、こうした中で、地方自治を育てるといふ趣旨で定められたシャウプ税制は徐々に形骸化され、公平、公正という税制の理念も忘れられがちであります。地方自治と租税民主主義がどのように国の施策の中で……

○議長(櫻内義雄君) 遠藤登君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。○遠藤登君(続) 生かされているかが、その国の民主主義水準のパロメーターと言えます。海部総理の、分権自治推進と租税民主主義回復への決意をただして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君〕 遠藤議員にお答えを申し上げます。クウニートが解放されました後、我が国として、引き続き、湾岸諸国の平和と安定の回復のために積極的に協力をしていく考えであります。いずれにしても、関係諸国のニーズを踏まえ、また、地域の国々のイニシアチブを尊重しながら我が国としては対処してまいります。戦闘行為を終了後においては、地域の恒久平和と確立のための国際協力あるいは戦災復興などが重要な課題となると考えます。その財源措置をどうするのかについては、現段階で具体的に申し上げられる状況ではございませんので、推移を見ながら検討をしてまいります。

また、九十億ドルは、あくまでも安保理の関連諸決議に従って、湾岸の平和と安定の回復のために活動している米國を初めとする関係諸國を支援する目的で提出したものでございますから、武力行使が終結した現時点においても、この方針には変わりはありません。また、社会党の平成三年度予算組み替え要求にどう対応するかということでございます。平成三年度予算は、行財政改革を推進する中で、政府としては、国民生活の安定や向上に資するようぎりぎりの必要な経費を適切に計上しているものでありますので、これをさらに見直しをするということとは適当ではないと考えております。また、消費税につきましては、政府は御承知のとおり、昨年御指摘のような改正案を国会に提案をして、衆議院では成立をさせていただきましたが、参議院に行つて残念ながらあのような結果と相なりました。ただいま、国権の最高機関である国会の両院合同協議会において、各党各会派で引き続き御協議をいただいております。政府は、誠実に、具体的な合意が得られれば、政府は、誠実に、迅速にその趣旨に従つて対応していく考えでございます。また、土地問題につきましては、土地は内政上の最重要課題であると私は受けとめております。これまでも土地取引の規制、土地関連融資の規制、住宅地供給の促進、土地の有効高度利用の促進など、需給両面にわたる施策を行つてまいりましたが、最近、東京、大阪などで地価の鎮静化傾向が見られるなど、成果の兆しが見えてきておるところであります。

去る一月二十五日に、政府は総合土地政策推進要綱を閣議決定いたしました。これによつて土

地神話の打破を図りたい、土地政策の目標の一つに掲げて努力を続けておるところでございます。また、このたびの土地税制の改革は、地価税の導入のみならず、固定資産税の評価の適正化、均衡化、譲渡課税の負担の適正化、それらが相まって全体として地価の抑制、低下につながっていくものと私は考えておりますが、具体的にどれだけ下がるかということについては、ここで申し上げられるような状況はまだございません。

地方分権自治推進は民主政治の基盤であり、内政のかなめであると受けとめております。近時の社会経済情勢の変化に対応しながら住民福祉の向上を図るためには、地方公共団体の自主性、自立性の強化を図ることが必要だと考えます。

また、租税民主主義回復への決意と申されましたが、我が国は今日でも、国会の定める法律に基づいて課税が行われる租税法定主義や執行面での民主的な税制の手続が確立しておるものと考えておりますが、今後とも、納税者の信頼を得るために、先般の税制改革で示された公平、中立、簡素の基本理念を踏まえながら、そのときどきの経済社会の状況に対応し均衡のとれた税体系の構築を図っていく考えでございます。残余の質問については、関係大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣吹田悞君〕 遠藤議員にお答えいたします。

地方団体の一般会計に係る消費税に關してのお尋ねであります。地方公共団体の一般会計については、売り上げに係る消費税額と課税仕入れに係る消費税額を同額とみなし、結果的に納付税額

が生じない仕組みとなっているわけでありませう。このことは、一般会計が有する特別の性格を踏まえて採用された措置でありまして、民間の免税事業者やあるいは簡易課税事業者に利得が生ずるという意味での益税問題とは意味が異なるものであると考えております。

次に、地価税に關してであります。地価税は、土地の資産としての有利性を政策的に縮減する観点から国税として創設しようとするもので、広く土地保有一般に對して毎年経常的に課税する固定資産税とは趣旨をそれから性格を異にするものであります。また、地価税のあり方につきましては、少なくとも五年ごとに検討し、必要があるときと認めるときは所要の措置を講ずるものとされております。したがって、固定資産税については今後とも土地保有の基本的税制としてその充實を図る方向を基本とすべきであり、地価税の創設によって固定資産税の運営に支障を生ずることのないものと考えておるわけでありませう。

次に、今回の固定資産税の土地の評価がえに際しては、特に住宅用地についてなだらかな負担増加となるように配慮しました結果、ほとんどの住宅用地は前回の評価がえのときと同程度の負担増加にとどまること等もあり、住宅特例を拡充しなかつたのもそういったこととあります。また、今回の評価がえに伴う固定資産税等の増収分の全額を個人住民税の減税に充てることとしております。これは、個々の納税者や地方団体ごとに評価がえによる増加額を相殺することをねらいとしておるものではないのであります。

平成六年度の固定資産税の評価がえにつきましても、この評価がえに際しては、土地基本法の趣旨を踏まえて、地価税の創設を目標に評価の均衡化それから適正化を推進すべきものと考へており、このような考へ方は、従来の自治省の見解を要するものにはならないものと考えております。また、その際、税負担が急増することが見込まれる場合には、評価がえに伴う負担調整措置や住宅用地の特例措置の見直しなど、総合的な検討を行う必要があると考へております。

次に、地方税源の拡充についてお尋ねがございましたが、個性豊かな活力ある地域社会の実現のために地方税源の拡充は不可欠であります。国税、地方税を通ずる国民の税負担の適正合理化等にも配慮しつつ、今後一層の努力をまいりたいと存じております。よろしくお願ひいたします。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕
○国務大臣(橋本龍太郎君) 遠藤議員に二点お答えを申し上げます。
地価税につきましては、土地基本法を踏まえて、土地の資産価値に応じた負担を求めると同時に、地域を問わず国内において納税者が有するすべての土地の資産価値の合計額に對して基礎控除を適用した上で、負担を定めるものでありますこと、また、土地の資産価値の評価につきましても、統一的な評価水準に基づいて負担を定める必要がありまして、具体的には全国の土地について毎年評価が行われる相続税評価によるものが適当であること、こうしたことから国税として創設するところでございます。

なお、地価税は、課税最低限の設定、居住用土地の原則非課税によりまして広く土地保有に負担を求め、納税者数が限定されたものとなっております。他方、固定資産税におきましては、土地の評価の適正化が図られていくものと承知をしております。土地保有税制の根幹が大きく変わるものとは考へておりませう。
次に、個人事業者や法人が保有する事業用地について納付した地価税額につきましては、事業遂行上生じたコストであり、収益に對する費用であることから、固定資産税等の租税公課と同様、個人の事業所得あるいは法人の所得の計算上損金に算入することといたしてあります。このような損金算入措置は、個々の地価税納税者における法人税額を減少させることとなりましようけれども、法人税、ひいては法人住民税の税収全体にどの程度の影響を及ぼすかにつきましては、地価税を納付する法人に占める赤字法人の割合など、さまざまな要因に左右されることと思ひます。(拍手)

○議長(橋本龍太郎君) 草野威君。
〔草野威君登壇〕
○草野威君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法等の一部改正案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。
現在、我が国は、世界経済のGNPの約一四%を占める経済大国に発展してまいりましたが、大都市を中心とした住宅の取得難や社会資本整備のおくれ等によって、国民生活は高い経済力に見合った豊かさを実感できないのが実情であります。こうした実態を放置したまま来べき高齢化社会のピークを迎えるならば、公正で心豊かな社会の建設は

夢物語でしかなく、社会全般に無力感を広げ、我が国社会の活力と創造性の喪失にもつながりかねません。今こそ生活者の視点に立って、国の豊かさを日常生活に結びつける努力をしなければならぬと考へるものであります。
そのためには、これまでの生産優先の社会の制度や仕組みを大胆に転換し、ゆとりと潤いのある豊かな生活を享受できる地方自治の確立が最も重要であると思へるものであります。総理の考へておられる地方自治のあるべき姿をお示しいただきたいと思ひます。
ところで、平成三年度の地方財政は、単独事業による投資的経費を大幅に伸ばしております。主体的な地域づくりと地域の特性に沿った行政運営を進めることは重要であります。問題は、その裏づけとなる財源をいかに充実にするかであります。また、地方財政は、平成三年度において約六十八兆円の借金を抱える一方、高齢化社会の進展への対応など重要課題の推進に当たって、ますます大きな役割を担うことが求められております。国・地方の租税収入の配分割合を見ると、平成二年度においては国六六%、地方三四%であるのに対し、実質配分では国四〇%、地方六〇%と逆転をしております。地方の自主性ある行政運営を図るためには、まず自主財源である地方税源の充実に最も重要であると思へるものであります。この国・地方を通ずる税配分のあり方についてどのように考へておられるのか伺うものであります。
次に、租税特別措置についてであります。税負担の公正を期するという見地から、地方税における非課税等特別措置の整理合理化はこれまで長年の課題でありました。これは税制調査会の

答申においても常に指摘され、また、地方六団体からの税制改正に対する要望でも強くその是正を求められているところであり、地方税における非課税特別措置については、平成二年度の場合の減収見込み額は五千七百億円余りで、このうち、地方税法によるものは五千百億円にも上っており、当然、これらの特別措置のすべてが不合理であるとは一概には言えないのでありますが、特別措置については、抜本的に見直し、整理合理化を進めるべきであると考えるものであります。

また、国税が減免された場合、地方税もその影響を受けて減収する仕組みとなっております。この影響を断ち切り、国税が減収しても地方税に影響を及ぼさないようにすべきであります。これらの点を含めて、あわせて御見解をお伺いをいたすものであります。

次に、土地税制についてお伺いをいたします。最近の地価暴騰によって、土地を持つことが他の資産を持つよりも有利となっているなど、持てる者と持たざる者との格差が拡大し、これが社会的に不公平という問題を引き起こしております。土地対策を充実させるためには、これまで補完的な役割であった土地税制が主導的な役割を果たすことが必要であるとの観点から、土地税制に手を加えようとしておられますが、政府の行おうとしている土地税制で果たして所期の目的が達成できるのかどうか甚だ疑問であります。

今回提案されている地価税法案は、課税対象が極めて少なく、また、税率も当初より大幅に後退し、骨抜きにされたという批判も少なくないのであります。今回の法案によって、どの程度の地価

の引き下げ効果があり、また土地の供給があると考えているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

また、これまで土地税制において、保有税は地方税とされてまいりましたが、今回提案されている地価税は国税となっております。これはこれまでの方針を大きく転換したことになると思うのであります。また、地価税、固定資産税のそれぞれの役割をどのように考えておられるのか、この点につきましても答弁を求めたいのであります。

最後に、固定資産税についてであります。

今回、土地に係る固定資産税の評価がえによる税の増収分を全国一律の住民税の減収に充てることとしておられますが、これでは地方税源の格差が拡大することになると思っております。さらに、政府の総合土地政策要綱では、平成六年度以降、評価額を土地公示価格の一定割合を目標に課税の均衡化、適正化を推進することとされておりますが、その場合、格差はより拡大されることとなり、こうした点についてどのように対処をされるのか、お伺いをいたしたいのであります。

また、国民の生活の根拠となっている居住用住宅とその土地は、土地の値上がり益をねらった投機目的の土地や住宅とは区別されるべきであります。生存権的財産と非生存権的財産は厳格に区別されなければなりません。今回の固定資産税の評価がえにより、評価額が平均二・八・五引上げられることになり、住民の税負担は増大することになります。生活の根拠となる一定規模以下の小規模居住用住宅の宅地については、現行の軽減措

置をさらに進めるべきであります。御見解をお伺いしたいのであります。

以上、地方税に関する重要課題について質問してまいりましたが、政府の明確な答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 草野議員にお答えを申し上げます。

地方自治のあるべき姿をどう思うかとのことですが、私は、地方自治は民主政治の基盤であり、内政のなめであると考えております。豊かな国民生活の実現を図るためには、国土の均衡ある発展と個性豊かな地域づくりの積極的な推進が必要であると考えます。

国と地方の税源配分の問題につきましては、単に地方税だけでなく、地方交付税や国庫支出金のあり方、さらには国と地方の行政事務配分のあり方等を踏まえ、幅広い見地から検討を行っていくべき問題であると考えております。

地価税は、定性的には、土地の有利性の低下や中長期的な土地の有効利用を通じて、地価の低下をもたらし効果があると考えます。このたびの土地税制改革は、地価税の導入のほか、固定資産税の評価の適正化、均衡化、譲渡課税の負担の適正化などを含む総合的、抜本的な見直しとなっております。全体として有効利用の促進、住宅地の供給促進を図られ、地価の抑制、低下につながっていくことを期待しております。

地価税を国税とした理由につきましては、地域を問わず納税者が有するすべての土地の資産価値の合計額から基礎控除を差し引いた上で負担を求めるとありますから、土地の資産価値の評価

について統一的な評価水準に基づき負担を求めるためには、全国の土地について毎年評価がえが行われる相続税評価によるものが適当であることなどに照らして、国税といたしたところでござい

ます。地価税は、公共的性格を有する資産である土地に対する負担の公平を確保しつつ、その資産としての有利性を縮減するため、資産価値に応じた税負担を求める観点から創設するものでありまして、土地の保有コストを増大させ、土地の保有コストに対する意識を高めることから、地価の低下、抑制、土地の有効利用の促進など土地対策に資するものと考えており、大きな意義を有するものと役割を期待いたしております。

また最後に、土地対策において固定資産税の役割をどう考えておられるのかお尋ねでございましたが、地方自治の充実発展のための市町村の基幹税目として位置づけられており、固定資産税は、今後とも土地保有の基本税制としてその充実を図るべきものと考えております。

残余の御質問については、自治大臣から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣吹田悦君登壇〕

○国務大臣(吹田悦君) 草野議員にお答えをいたします。

まず、非課税等特別措置の整理合理化の問題でございますが、地方税における非課税等特別措置の整理合理化や国の租税特別措置の地方税への影響の遮断については、税負担の公平確保を図る観点等から引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

官報 (号外)

次に、固定資産税の評価が等に伴う地方税源の格差の拡大等についての対処はいかに、こういうこととございまして、このことにつきましましては、地方税源の格差の拡大への対処につきましましては、個性豊かな活力ある地域社会の実現のためにも税源の格差が拡大しないように努める所存でございます。

最後になりましたが、小規模住宅用地の軽減措置に関しましては、今回の固定資産税の土地の評価がえに際しましては、特に住宅用地についてなだらかな負担増加となるよう配慮した結果、ほとんどの住宅用地は前回の評価がえのときと同様な負担増加にとどまること等もあり、住宅特例の拡充を行わなかったものであります。そういった点に御理解をお願いいたします。

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて解散いたします。

午後零時五十一分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 海部 俊樹君
- 大蔵大臣 橋本龍太郎君
- 自治大臣 吹田 愷君
- 出席政府委員 自治省税務局長 湯浅 利夫君

朗読を省略した議長長の報告

(政府委員承認)

一、去る一日、櫻内議長は、海部内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十回国会政府委員に任命することを承認した。

消防庁次長 渡辺 明

(政府委員任命)

一、去る一日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、一日議長において承認した渡辺明を、同日第百二十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、海部内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
消防庁次長	島崎 実	(退職)	平三三・一

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任	補欠
赤城 徳彦君	中西 啓介君
北側 一雄君	平田 米男君
中西 啓介君	赤城 徳彦君
平田 米男君	北側 一雄君

大蔵委員

辞任

辞任	補欠
中西 啓介君	御法川英文君
柳本 卓治君	山口 俊一君
御法川英文君	中西 啓介君
山口 俊一君	柳本 卓治君

議院運営委員

辞任

辞任	補欠
平田 米男君	倉田 栄喜君
倉田 栄喜君	平田 米男君

大蔵委員

辞任

辞任	補欠
浅野 勝人君	金子 一義君
金子 一義君	浅野 勝人君

文教委員

辞任

辞任	補欠
三塚 博君	塩谷 立君
市川 雄一君	平田 米男君
塩谷 立君	三塚 博君
平田 米男君	市川 雄一君

運輸委員

辞任

辞任	補欠
古屋 圭司君	岩屋 毅君
岩屋 毅君	古屋 圭司君

環境委員

辞任

辞任	補欠
衛藤 晟一君	三塚 博君
三塚 博君	衛藤 晟一君

予算委員

辞任

辞任	補欠
日笠 勝之君	市川 雄一君
市川 雄一君	日笠 勝之君

商工委員

辞任

辞任	補欠
小沢 和秋君	金子 満広君
金子 満広君	小沢 和秋君

科学技術委員

辞任

辞任	補欠
金子 満広君	小沢 和秋君
小沢 和秋君	金子 満広君

(議案提出)

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件
一、昨四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

司法試験法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六三三号)

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録

事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

以上二件 運輸委員会 付託

一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号) 法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二年度一般会計補正予算(第二号)

平成二年度特別会計補正予算(特第二号)

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「米金融報復法案」に対する政府の認識に関する質問主意書(章川昭三君提出)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電 話	03 (3587) 4302
定 価	本号一部 一 一 三 円
(税)	三 円 六 毫 七 分